登米市「週休２日工事」実施要領

（趣旨）

第１条　建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を維持していくためには、若手技術者等「担い手」の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休２日の確保に取り組んできたところである。令和６年４月より「工期全体の週休２日」が標準化されたことを踏まえ、今後更なる休日の質の向上を図るため、「月単位の週休２日」を導入するものである。

本要領は、登米市が実施する「週休２日工事」について必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　原則として、登米市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除く。

（１）応急仮復旧工事など緊急の工事

（２）その他、週休２日工事に適さないと判断される工事（実作業期間が７日未満など）

（発注種別・区分）

第３条　週休２日の種別は、「現場閉所型」を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については「交替制」とすることができる。

週休２日の区分は、「通期の週休２日」と「月単位の週休２日」に分けるものとし、発注者は工事着手前に受注者に対して「月単位の週休２日」に取り組むかを協議する。「通期の週休２日」については取り組むことを前提とする。

なお、発注種別・区分の定義は以下のとおりとする。

（１）現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態。

（２）交 替 制：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。

（３）通期の週休2日：対象期間全体で、４週８休相当以上の休日を取得したと認められる状態。

（４）月単位の週休2日：対象期間の全ての月において、４週８休以上の休日を取得したと認められる状態。

【第Ⅰ編】現場閉所型

（実施方法）

第４条　発注者は、週休２日工事の実施に当たって、別紙１に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休２日工事」である旨及び週休２日工事の種別を明示するものとする。

２　発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所（以下「休工日」という。）とすることを前提とした工期設定を行うものとする。

３　受注者は、週休２日工事の対象期間を通して４週８休以上の休工日を確保するものとし、施工計画書の法定休日・所定休日の事項において当該工事が週休２日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。）

４　受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休日とするよう努めるものとする。

５　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

６　天候等による現場閉所は休工日として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等における休工日や対象期間の取り扱いについては、工期の変更が伴うこともあることから、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

７　受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

８　受注者は、別図１を参考に工事現場に週休２日工事であることを記載したＰＲ看板を設置するものとする。

９　受注者が「現場閉所型」から「交替制」への変更を希望する場合には、発注者に協議するものとし、発注者は対象期間に入る前に限り、受発注者間の協議により変更を認めることができるものとする。

なお、「交替制」へ変更する場合は対応する経費についても設計変更の対象となるので留意すること。

（実施確認）

第５条　受注者は、対象期間の開始日から月毎に別紙２－１の記載例を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

（積算方法）

第６条　発注者は、 別紙３に基づき、当初積算時においては、「通期の週休２日」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。工事着手前に「月単位の週休２日」に取り組むことを協議し、かつ、「月単位の週休２日」を達成した場合は、精算変更時に「月単位の週休２日」の補正係数に変更する。また、「通期の週休２日」が未達成の場合は、精算変更時に補正分を減額変更するものとする。

なお、第４条第９項に基づき「現場閉所型」から「交替制」に種別を変更する場合は、対応する経費について設計変更するものとする。

２　発注者は、当初積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとし、その中には、第４条第８項のＰＲ看板の設置を含むものとする。

（工事成績考査等）

第７条　発注者は、休日等の取得状況や、第５条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、別紙４に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。

２　発注者は、受注者が４週８休の確保ができなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。ただし、提出された施工計画書において、週休２日に取り組む旨を明示せず、監督員の是正指示にも従わない等、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合についてはこの限りではない。

※【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

【第Ⅱ編】交替制

（実施方法）

第８条　発注者は、週休２日工事の実施に当たって、別紙１に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休２日工事」である旨及び週休２日工事の種別を明示するものとする。

２　受注者は、週休２日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休を確保するものとし、施工計画書の法定休日・所定休日の事項において当該工事が週休２日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。）

また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、非常勤の者（臨時で従事する者）は除く。

３　受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休工日とするよう努めるものとする。

４　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

５　天候等による休工は休日として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等における休工日や対象期間の取り扱いについては、工期の変更が伴うこともあることから、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

６　受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休日においては、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

７　受注者は、別図１を参考に工事現場に週休２日工事であることを記載したＰＲ看板を設置するものとする。

（実施確認）

第９条　受注者は、対象期間の開始日から月毎に別紙２－２の記載例及び別紙３を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる実績表及び休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

（積算方法）

第１０条　発注者は、 別紙３に基づき、当初積算時においては、「通期の週休２日」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。工事着手前に「月単位の週休２日」に取り組むことを協議し、かつ、「月単位の週休２日」を達成した場合は、精算変更時に「月単位の週休２日」の補正係数に変更する。また、「通期の週休２日」が未達成の場合は、精算変更時に補正分を減額変更するものとする。

２　発注者は、当初積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとし、その中には、第８条第７項のＰＲ看板の設置を含むものとする。

（工事成績考査等）

第１１条　発注者は、休日等の取得状況や、第９条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、別紙４に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。

２　発注者は、受注者が４週８休の確保ができなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。ただし、提出された施工計画書において、週休２日に取り組む旨を明示せず、監督員の是正指示にも従わない等、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合についてはこの限りではない。

※【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

附　則

この要領は、令和４年６月１日から施行する。

この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年４月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和６年３月３１日までに入札公告した工事については従前の実施要領による。

この要領は、令和６年１１月１日から施行し、令和６年１１月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和６年１０月３１日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別紙１

登米市「週休２日工事」入札公告及び特記仕様書への明示

１．入札公告への明示

週休２日工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

入札公告 ○○．その他 （○）本工事は、週休２日工事【現場閉所型）・交代制】の対象である。 ↑どちらかを選択すること

２．特記仕様書（施工条件明示書）への明示

週休２日工事は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示の整合を図り、齟齬の無いように留意すること。

<table>
<tr><th colspan="4">19 週休２日工事の適用の有無</th></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴ 週休２日工事</td><td rowspan="2">⦿対象</td><td rowspan="2">○実施困難工事</td><td>１．週休２日工事の対象工事の場合は、登米市「週休２日工事」実施要領に基づき行うこととする。
なお、週休２日工事の型式については、下記（2）、（3）のとおりとする。
２．改正労働基準法（平成30年６月成立）による罰則付きの時間外労働規制が令和６年４月から建設業に適用されることを踏まえ、令和６年４月には、維持工事等も含めて、週休２日の確保を目指すことから、「週休２日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休２日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休２日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。</td></tr>
<tr><td>実施困難工事の理由：（例）
・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休２日の確保が困難なため</td></tr>
<tr><td>⑵ 週休２日工事の種別</td><td>○現場閉所型</td><td>○交替制</td><td>現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を 通 して現場や現場事務所を閉所する。
交 替 制 ：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。</td></tr>
</table>

(3) 週休２日工事の区分	週休2日工事の区分は「通期の週休２日」と「月単位の週休２日」に区分する。 当初発注においては「通期の週休２日」を指定、積算している。 「月単位の週休２日」は受注者の希望型とし、工事着手前に受発注者間で協議の上、実施の可否を決定する。なお、協議により「月単位の週休２日」を実施することとし、「月単位の週休２日」を達成した場合は、精算変更時に「月単位の週休２日」の補正係数に変更する。 「通期の週休２日」：対象期間全体で、４週８休相当以上の休日を取得したと認められる状態。 「月単位の週休２日」：対象期間の全ての月において、４週８休以上の休日を取得したと認められる状態。

休日等取得実績書（現場閉所型）

工 事 番 号 ：R6年度〇〇ー〇〇号
工　事　名 ：〇〇〇〇工事

別紙２－１
＜凡例＞■:休工日、〇:作業日

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	集計 休工日数	集計 作業日数
工程	現場事務所の設置，資機材の搬入																														
	構造物撤去工																														
	仮設工	土留・仮締切工																													
	橋脚基礎工	鋼管矢板基礎																													
	橋脚本体工	本体コンクリート																													
	後片付け																														
作業所の休日取得実績		〇	〇	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	■	■	〇	〇	〇	〇	■	■	〇	〇	〇	〇	■	〇	■	〇	〇	〇	8日	20日

現場閉所率計算方法
・分子:休工日の累計日数
・分母:対象期間の累計日数

備考：降雨による休工、２３日の振替作業

〇〇月現場閉所率
対象期間①: 28日
休工日②: 8日
現場閉所率 ②/①
＝ 28.5%

累計現場閉所率
対象期間①: 28日
休工日②: 8日
現場閉所率 ②/①
＝ 28.5%

休日等取得実績書（交替制）

工事番号：R6年度○○−○○号
工　事　名：○○○○工事

別紙2−2

＜凡例＞■：休工日、○：作業

令和○年○月○日～令和○年○月○日				1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	今回集計 休工日数	今回集計 作業日数	累計集計 休工日数	累計集計 作業日数
工程	現場事務所の設置，資機材の搬入																																
	構造物撤去工																																
	仮設工	土留・仮締切工																															
	橋脚基礎工	鋼管矢板基礎																															
	橋脚本体工	本体コンクリート																															
	後片付け																																
元請	○○建設(株)	現場代理人	宮城　一郎	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	8日	20日	16日	40日
		監理技術者	○○ ○○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	8日	20日	16日	40日
		○○技術者	○○ ○○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	8日	20日	16日	40日
下請	A社	○○ ○○	一次 下請	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	8日	20日	16日	40日
		□□ □□	一次 下請	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	8日	20日	16日	40日
	B社	△△ △△	二次 下請	○	○	■	■																									2日	2日	10日	22日
	C社	●● ●●	二次 下請																						○	○	○	■	■	2日	3日	2日	3日
備考																									○○作業	○○作業							

別紙３

週休2日工事の経費補正及び4週8休の考え方について

１．経費の補正方法

週休２日工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

ただし、港湾工事及び建築工事は別途定めるものとする。

（１）積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

項目	現場閉所型		交替制	
	通期	月単位	通期	月単位
労務費	1.02	1.04	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.02	1.02	—	—
共通仮設費率	1.02	1.03	—	—
現場管理費率	1.03	1.05	1.01	1.03

（２）市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数			
		現場閉所型		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

（3）土木標準単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数			
		現場閉所型		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マットエ（養生マットエ）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

２．４週８休の考え方

週休２日工事において、４週８休の考え方はそれぞれ以下のとおりとする。

（１）現場閉所型の場合

月単位の４週８休とは週休２日工事の対象期間内の全ての月の休工日数の割合（以下、現場閉所率という。）が２８．５％（８日/２８日）以上の状態とする。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

通期の４週８休とは対象期間内の休工日数の割合が２８．５％（８日/２８日）以上の状態とする。

現場閉所率＝休工日数/対象期間日数

※休工日は現場閉所とし、現場閉所とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

※対象期間は現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

（２）交替制の場合

月単位の４週８休とは対象者毎に、月ごとの休日日数の割合（以下、休日率という）を算出し、全対象者の休日率を平均化した値が全ての月で２８．５％（８日/２８日）以上の状態とする。

通期の４週８休とは対象者毎に、週休２日工事の対象期間内の休日日数の割合（以下、休日率という）を算出し、全対象者の休日率を平均化した値が２８．５％（８日/２８日）以上の状態とする。

対象者毎の休日率＝休日日数/対象期間日数

工事の休日率＝全対象者毎の休日率の平均

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	28.9%
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

工事完成時に確認

（表中の工期日数を対象期間日数と置き換えるものとする。）
（国土交通省東北地方整備局「週休２日交替制モデル工事の施行における東北地方整備局の運用方針」より引用）

ただし、非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が７日以上ある場合とし、作業日が７ 日未満の場合は週休２ 日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

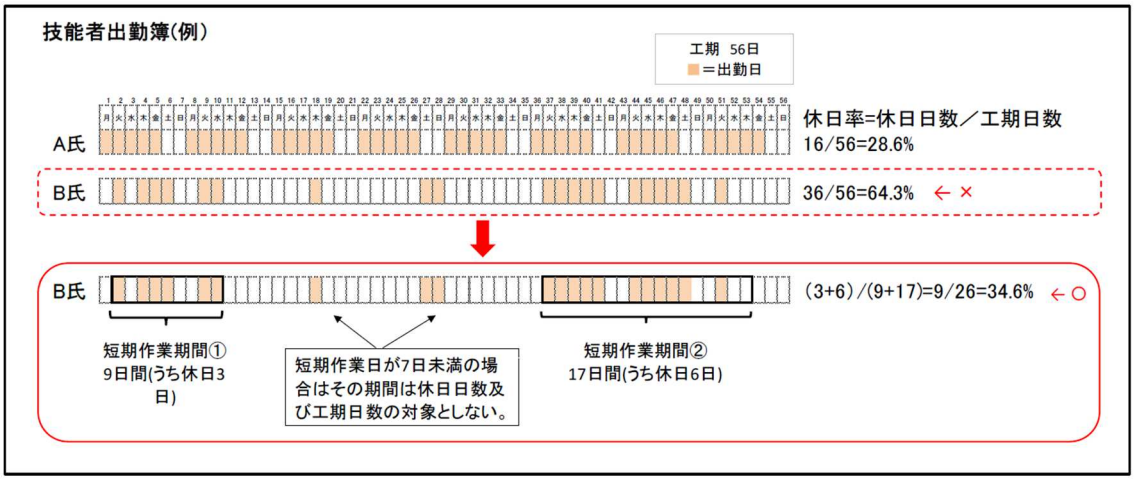

（表中の工期日数を対象期間日数と置き換えるものとする。）
（国土交通省東北地方整備局「週休２日交替制モデル工事の施行における東北地方整備局の運用方針」より引用）

別紙４

休日等の取得状況に応じた工事成績考査における加点評価

工事の工事成績考査について、通常の考査項目の評価に加え、休日等の取得状況や、「実施要領」第５条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。

〈総括監督員〉

考査項目	細　別	加　点　内　容
５.社会性等	Ⅰ.地域への貢献	現場閉所率又は休日率２８．５％以上の場合は（その他）の項目に、以下のとおり記載しそれぞれ加点するものとする。ただし、地域への貢献による加点の範囲は他の評価項目を含めて１０点以内とする。 なお、現場閉所率は「休工日数」/「対象期間日数有」とする。 ■ その他（理由：週休２日工事ー現場閉所率○○％又は休日率○○％） ※加点の範囲 ・現場閉所率又は休日率　２８．５％以上　　＋２点

別図１

登米市「週休２日工事」のＰＲ看板参考図

1.0m以上

1.0m以上

登米市「週休２日工事」

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、週休２日工事を実施する工事です

発注者：登　米　市
受注者：〇〇建設（株）

※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR用看板を設置するものとする。